各国の電話網移行の状況4

仏国

FT (フランス・ テレコム)

主要事業者



コア網(NGN)構築状況等

- ✓ NGNの構築に関して計画を策定し進めているが、移行に関しては具体的な計画は立てて いない。
- ✓ 官民双方でアクセス回線の高度化に力点を置いており、FTTH構築が進んでいる。

<事業者の取組(FT)>

2005年 「NEXT (New Experience in Telecom)」計画発表

(※) NEXT計画

● 統合的な革新的サービスを提供することを目標に、固定と移動体の融合、音声・テレビ電話・イ ンスタントメッセージング等の様々なサービスを統合することを目標。

✓ 国家的プロジェクトとしてNGNの構築に関して計画を策定し進めているが、移行に関して

2007年 NGNサービス(IMSベース)の提供開始

◆現在、NGNを用いたVolP契約数は、NGN(IMSベース)で400万人、NGN(H.323ベース)400万人。

その他

ロNGNのアクセス回線

⇒メタル回線と光回線(FTTH)が並 存。

現在ADSL2+が主流(2013年まで にカバー率89%を目標)。

- <政府の取組(首相府)> 2010年「国家超高速ブロードバンド計 画」を策定し、FTTxカバー率を2025年ま でに100%とすることを目標
- ロ他事業者のNGN構築状況
- →他事業者もIP網を構築中
- ロ他事業者NGNとの接続形態
- ⇒IP網間接続の実験を実施中。 FTはハブ機能を提供していない。

韓国

<政府の取組(KCC(放送通信委員会))>

は具体的な計画は立てていない。

NGN構築に係る計画発表

NGN構築に係る計画発表

2002年 MIC(現KCC)「BcN(Broadband Convergence Network)」計画を発表

(※) BcN計画

● 有線・無線、通信・放送等の様々なサービスを統合する網の構築を目標。

- 2004年から2005年に、固定及び移動の音声及びデータサービスを提供するIP網を構築、2006年か ら2007年に放送網との統合を行い、2010年までに総合的なサービス提供を目標。
- KTの場合、PSTNからBcNへサービスを変更した場合でも、ほぼ同一の料金水準でサービスを提供 (10%未満の差異)。

2009年1月 KCCがBcNを高度化させたUBcN(Ultra Broad convergence Network)

(最大1Gbps)構築計画を発表

- ◆ 「放送通信網中長期発展計画 (09~13)」において、2012年末までにUBcN商用化サービス開始するこ とを目標(UBcN導入開始と構築完了時期は各社で異なる)。
- ◆ 計画に基づき4年間で総額34.1兆(政府1.3兆、民間32.8兆)ウォンの投資を予定。
- ■現在PSTNをBcN(UBcN)へ移行させる取組は行われておらず、段階的なIP化が進展

□ NGNのアクセス回線

- ⇒メタル回線と光回線(FTTx(※))が 並存。
- (※)現在のKTのアクセス回線(加入 者割合)はFTTC(15%)、 FTTB(43%)、FTTH(37%)。なお、 ADSLは5%。

主要事業者

ΚT

kt

第川編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

中継局接続機能のオープン化

- 今後ネットワークのマイグレーションが進展し、IP網同士の接続が増加すると想定される(「PSTNからIP網への移行=IGS接続から中継局接続への移行」)。
- ■NGNへのマイグレを進めている 地域IP網では中継局接続として 1Gメニューが存在(NGN中継局接続 を利用しているNTT東西自体も、現時点 では平均トラヒックは1G未満であるが、 ピーク時には1Gを超える場合もある)。

■NGNでは地域IP網と同様「定額接続料」を採用しているが、現在提供されているユーザサービスは全て「定額+従量」料金(中継局接続への移行が想定されるIGS接続は従量制(5.00円/NTT東))。

■現在はSIPサーバを介したQoS サービス(OAB-J光IP電話)のみイ ンターフェースを整備。中継局接続 を介したベストエフォートサービス 等を提供できない(ベストエフォートの フレッツ光はISP接続を通じて提供)。

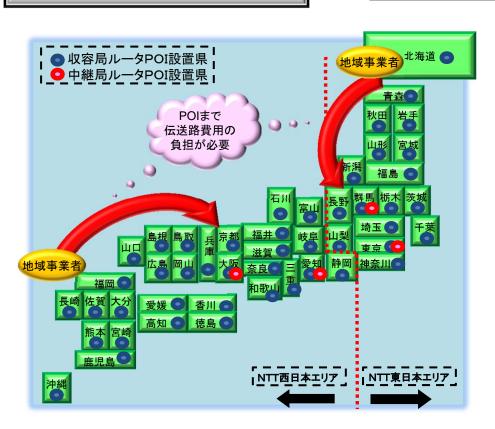
地域IP網とNGNの接続料・設定単位

平成23年度	地域	IP網	NGN		
適用料金(月額)	設定単位	料金	設定単位	料金	
中継局接続機能	中継局接続機能 東:1Gポート 西:1G装置		東:10Gポート 西:10Gポート	東:542万円 西:654万円	
	東:10Gポート 西:10G装置	東: 67万円 西: 98万円		東 : 147万円 西 : 218万円	
	東:1Gポート 西:1G装置	東: 18万円 西:101万円			
収容局接続機能	東:100Mポート 西:100Mポート	東: 10万円 西: 23万円	東:1G装置 西:1G装置		
	東:ATMポート 西:ATMポート	東: 11万円 西: 13万円			
	東:ISDNポート 西:ISDNポート	東: 0.5万円 西: 0.3万円			

中継局接続の利用が想定されるサービス

サービス	利用者料金	接続事業者
ひかり電話以外 の中継局接続 サービス(QoSあり)	セキュリティや 質確保の仕組 が必要なため 点では、SIPを	lみづくり 、現時
ひかり電話以外 の中継局接続 サービス(QoS&L)	としたOABーよる接続に限東西)	J番号に
ひかり電話 (高音質・TV電 話) <mark>※データコネクト</mark>	定額+従量	現状では NTT東西間 のみ接続
ひかり電話 (標準音質)	定額+従量	現状では NTT東西間 のみ接続

- ■現在のPOIは東京など大都市に限定。地域事業者より、①伝送路費用の負担や②東京での輻輳の影響を受ける等の不利益を被る可能性から、他事業者との公平なサービス競争に支障を来す懸念が示されている(IGS接続に係るPOIは41ビル(NTT東)、55ビル(NTT西))。
- ■NGN答申において「過度な経済 的負担にならない限り、事業者の 要望に応じて適時適切にPOIの増 設を行うことが適当」とされている が、これまで事業者の要望はな かったことから、中継局接続に係る POIは増設されていない。
- ■NTT東西からは、電話網移行円 滑化委員会における追加質問へ の回答において、「POI新設につい て他事業者から要望が寄せられた 場合には協議に応じ、実現の可否 について検討していく」との考え方 が示されている(注)。



(注)①POI新設には各POIビルで事業者間接続用のゲートウェイルータ(GWR)の新設が必要となること、②当該POIビルに設置するルータに接続トラヒックが集中すること、から、他事業者からの要望を踏まえつつも、極カルーターや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所をPOIの新設場所としていきたいとの考え方も示している。

NGN答申

「中継局接続等を含めて、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましい。このため、現行の接続ルールを審議した1996年答申(※)を踏まえ、NTT東西においては、過度の経済的負担にならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当」(※)技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されていること

	地域IP網(ひかり電話 網)	NGN
収容局接続	NTT東日本:約1400ビル NTT西日本:約1200ビル	NTT東日本:約2000ビル NTT西日本:約1300ビル
中継局接続	NTT東日本:1ビル(東京) NTT西日本:1ビル(大阪)	NTT東日本: 2ビル(東京、群馬) NTT西日本: 2ビル(大阪、愛知)
IGS接続※ ※IGS接続のうち	NTT東日本:41ビル 、実際再配事業者どの接続が行	NTT東日本:41ビル 5別和西日春が記 集光ビル、西42ビル

収容局接続機能のオープン化

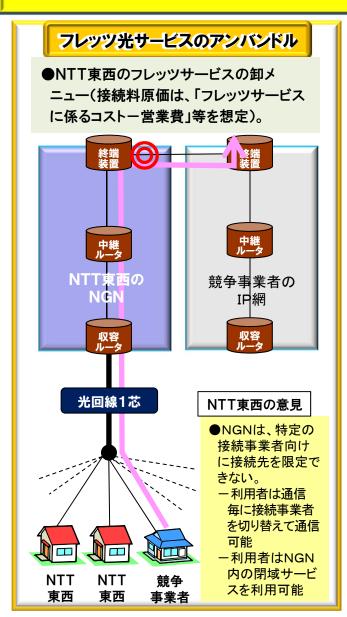
- NGNの収容局接続機能は他事業者による接続の実績はまだないものの、各機能に係る接続料を算定根拠(ポート実績トラヒック比)から見た場合、 当該機能のトラヒックが約3分の2を占めている(NTT東西とISP事業者の間の接続(ISP接続)によるトラヒックで見ると半分前後)。
- ISP接続においては、ISP事業者の提供するサービスとNTT東西の提供するフレッツ光ネクストはいわゆる「ぶつ切り料金」となっており、フレッツ光ネクストのユーザ料金については(各種割引料金の設定を含め)NTT東西が料金設定を行い、ISP利用料はISP事業者が料金設定を行っている。
- これは、NTT東西によると、フレッツ光ネクストのユーザは、複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じた サービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっているため、特定のISP事業者向 け接続料設定に技術的な問題があること等によるものである。

トラヒック全体の約半分							
		F3 1 73	NTT東日本		NTT西日本		
機能	各機能に分類 されるポートの種類	機能別ポート実績 トラヒック比	需要	平成23年度 接続料	機能別ポート実績 トラヒック比	需要	平成23年度 接続料
	①網終端装置(ISP)		収容ル一タ装 置数 (2,742)	146.9万円	65.51%	収容ル一タ 装置数 (1,599)	217.8万円
収容局 接続機能	②網終端装置 (VPN)	75.16%					
134/10/10/10/10	③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)						
中継局	⑥ゲートウェイルータ (ひかり電話以外のQoS通信)	0.45%	GWルータ ポート数 <mark>(4)</mark>		0.63%	GWルータ ポート数 <mark>(4)</mark>	654.2万円
接続機能	⑦ゲートウェイルータ (ひかり電話・標準音質/高音質)	0.43%					
IGS接続機能	⑧メディアゲートウェイ	19.92%	通信時間 通信回数	5.00円 (3分間)	26.96%	通信時間 通信回数	5.73円 (3分間)
未アンバンドル機能		4.47%			6.9%		
合計		100.0%			100.0%		

	П	Pv4メニュー(トンネル方式	IPv6メニュー(トンネル方式、ネイティブ方式)		
ISP利用料	ISP事業者が設定 ISP事業者が設定		※「ぶつ切り料金」となって おり、フレッツ光ネクストの	ISP事業者が設定	※「ぶつ切り料金」となって おり、フレッツ光ネクストの
フレッツ光 ネクスト	ISP事業者が設定不可 V光 (NTT東西による料金設定) くト (NTT東西による料金設定)		ユーザ料金についてはNT T東西が料金設定を行い、 ISP利用料はISP事業者が 料金設定を行っている。	ISP事業者が設定不可 (NTT東西による料金設定)	ユーザ料金についてはNT T東西が料金設定を行い、 ISP利用料はISP事業者 が料金設定を行っている。
利用料			行並以定で1] りている。	フレッツ光ネクスト	ライトプランの提供なし

接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案

■ アクセス回線における設備競争の現状(後述)や、フレッツ光サービスの市場シェアや低額料金メニューの登場といった市場環境を踏まえ、フレッツ光ネクストサービスのアンバンドルという形でのサービス競争の提案がなされている。

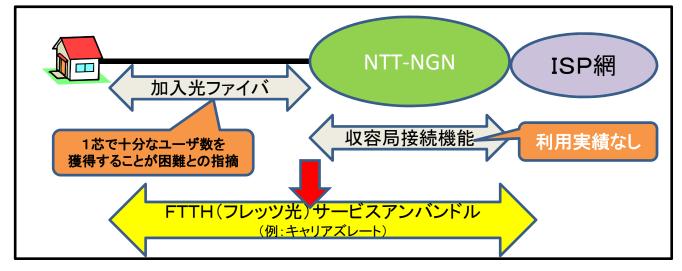


【接続事業者からの提案内容】

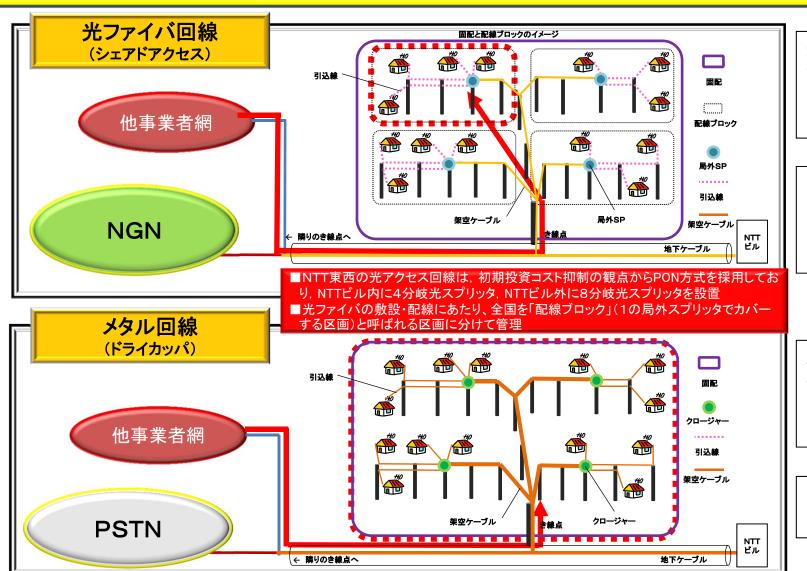
現行のNGNにおけるISP接続と同等の形態において、接続事業者がエンドエンドでの料金設定を可能とするものであれば、アクセス(光)と中継網(NGN)が一体となったサービス単位のアンバンドルメニューを次善の形態として実現することも検討に値する【EA】

■NTT東西のFTTHサービス(フレッツ光サービス)は、コア網であるNGNとアクセス網である加入光ファイバを一体として活用する形で提供されており、約75%の市場シェアを有する(光サービスに係る事業収支は、NTT東は22年度に黒字化、NTT西も23年度に黒字の見込み)。

■NTT東日本は、6月1日より、光 ブロードバンドサービスのより一層 の普及拡大と利用促進に向け、エ ントリユーザ向けサービスとして、 二段階定額料金の低額光ブロード バンドサービス「フレッツ 光ライト」 の提供を開始(NTT西も本年度中に 提供見込み)。



■ 光ファイバ回線(シェアドアクセス方式)は原則として配線ブロック単位、メタル回線(ドライカッパ方式)は固配単位での設備構築がなされている。



光ファイバ1芯あたり収容数(局外スプリッタ単位)

8ユーザ

1配線ブロックあたりの平均戸数

NTT東日本:約50 NTT西日本:約40

メタル回線1芯あたり収 容数

1ユーザ

1固配あたりの平均戸数

NTT東西:約300

光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供

■ NTT東西は、光ファイバに関し、事業展開に必要な概略情報、設備構築に必要な概略情報について、競争事業者に対し、以下のとおり情報開示を行っている。

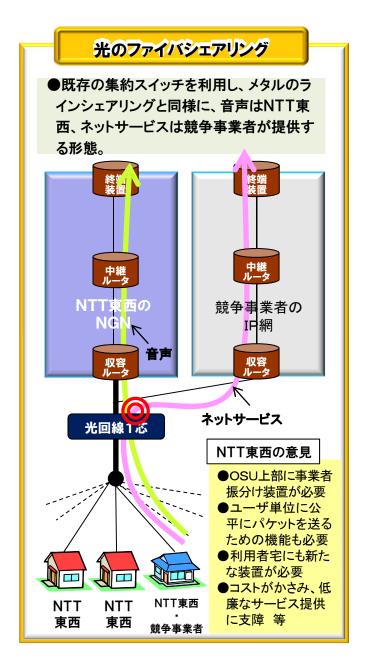
区分		情報開示項目	具体的内容		実施方法	
		提供可能区間	提供可能な光ファイバ設備の区間(NTTビル間)を列挙	区間単位に列挙		
	中継光ファ イバ設備の	全芯線数	区間毎に存在する光ファイバの芯線数	区間毎に列挙		
	状況・今後 の計画	未利用芯線の状況	区間毎の未利用芯線数の状況をランク表示 (A~D)	区間毎に列挙		
		敷設計画	光ケーブル敷設計画を表示(時期も提示)	区間毎に列挙		
事業展開に必 要な概略情報		位置情報及び端末系/中継系 光ファイバ設備の設置状況	光ファイバ設備の設置状況及び収容ビル住 所	NTT収容ビル毎に列挙	事業者向け	
		光ファイバ設備提供事業者数	光ファイバ設備を提供している事業者数及び (端末系における)配線盤の有無	NTT収容ビル毎に列挙	HPによる開示 (無料)	
		敷設エリア	敷設エリア、敷設予定エリアの住所(町丁目)	町丁目毎に列挙		
		光ファイバ設備の詳細情報	光ファイバ設備の全芯線数、未利用芯線数	区間単位に調査し回答		
設備構築に必要な 概略情報		光配線区域情報	光配線ブロック毎のカバーエリアの住所(町 丁目番地号)	ビル単位に調査し回答	人手による 個別調査	
		設備環境	空調の空き容量、電源・UPSの空き容量、コロケーション場所における二重床の有無	ビル単位に調査し回答	(有料)	

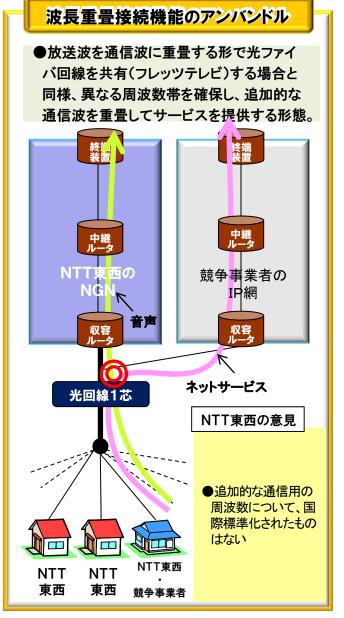
【平成23年度以降の加入光ファイバ接続料に係る認可条件(抜粋)】

接続事業者によるダークファイバ(シェアドアクセス方式)利用の円滑化に資するよう、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明化向上に関し、必要な取組を行うこと。

実際の提供可否は 個別申し込みの後 に調査し回答

GC接続類似機能のアンバンドル ●PSTNのGC接続と同様、最も加入者寄 りのルータを利用しつつアクセス網として 光ファイバを利用する形態。 (接続料原価は、収容ルータと光ファイバのコスト) 終端 装置 終端 装置 中継ルータ 中継 ルータ NTT東西の 競争事業者の NGN IP網 収容 光回線1芯 NTT東西の意見 ●収容ルータ上 部に振り分けス イッチの開発、 導入が必要 ●また、オペレー ションシステムの 開発等が必要 ●コストがかさみ、 低廉なサービス NTT NTT 提供に支障 等 競争 東西 東西 事業者



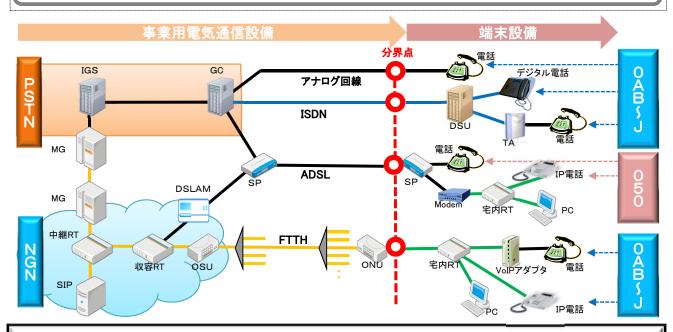


FTTHサービスにおける端末設備(ONU)の在り方

- 接続事業者からは、ONUの機能を多様化することで様々なサービスが提供できるよう、自社仕様のONUについてもユーザ宅内でNTT東西の加入光ファイバへ接続できるよう要望がよせられている。
- 現在、接続事業者は、独自のOSUを設置すれば独自のONUを設置することは可能であるが、NTT東西のサービスであるフレッツ光については、ユーザがONUを設置することは認められていない。これは、NTT東西によると、ONUとOSUが協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流しているため、ONUを開放すると同一芯線内の全てのユーザの通信に支障が生じるおそれがあるためとされている。

2011年6月14日 合同公開ヒアリング ソフトバンク資料

- 現状、接続事業者がNTTのOSUを利用する場合、<u>独自のONUを設置することができず</u>(端末非開放)、<u>端末ペンダも自由に</u> 参<u>入できない</u>状況
- FTTH市場の需要拡大にあわせ、ONUについても多様な提供モデルの実現を促進すべき(アクセスの同等性の問題の一環として整理を図るべき)
- ・ 具体的には、NTTのOSU及びONUの仕様を公開し、技術基準を満たす全てのONUを接続可能とすべき

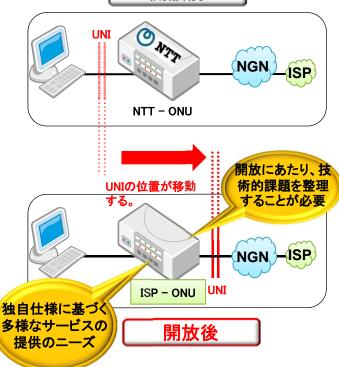


<端末開放済みのサービス>

アナログ電話、携帯電話、PBX、ボタン電話、MODEM、FAX、IP電話、IP-PBX、IPボタン電話、VoIP ゲートウェイ、IP-FAX、ポケベル、ISDN用端末、ルータ、専用線用端末

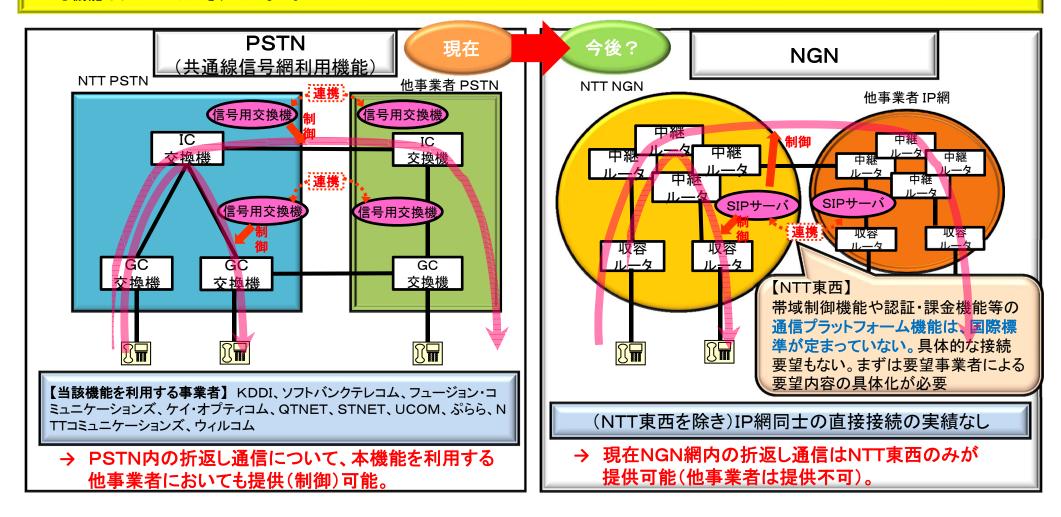
ONUを開放した場合

開放前



通信プラットフォーム機能のオープン化(NNIのオープン化)

- NGNの中継局接続においては、通信事業者のネットワーク相互間でSIP信号のやりとりを行い、契約者相互間の通信を確立する仕組みとなっているが、競争事業者からは、OAB-JIP電話音声呼をやりとりするため、SIPサーバの帯域制御機能のみを通信プラットフォーム機能としてアンバンドルするよう、要望がなされている。
- PSTNにおいては、他事業者網とNTT網との接続を前提に、他事業者が通信サービスを一貫して提供するため、NTT網内の音声通信等を制御する信号を送受する機能(例:共通線信号網利用機能)がアンバンドルされている。
- また、PSTNにおいては、このような共通線信号網利用機能を用いて自らのネットワークを持たない事業者が着信課金サービス等を提供できるよう、接続事業者からのルーティング指示に基づいてNTT網内で通信をルーティングさせる機能はあるが、NTT網内の通話品質や通話帯域を制御する機能はアンバンドルされていない。



通信プラットフォーム機能のオープン化(SNIのオープン化)

- 競争事業者からは、「現状のSNIなどの通信プラットフォームを構築するインターフェースは、NGNが持つごく一部の機能を公開しているだけであり、高額かつNTT東西の局舎での接続という大規模利用を想定したもの。より簡単に、小規模サービスから利用可能な、使いやすいインターフェースの公開を希望」され、自発的なオープン化が求められているのに対し、NTT東西からは「通信サービスを実現するために必要な帯域制御機能等を包含した通信機能は備えているが、通信機能とは別に独立したプラットフォーム機能は具備していない」「具体的な要望があれば検討したい」との見解が示されている。
- NGNのSNIメニューである「フレッツ・キャスト」と地域IP網におけるSNIメニューに相当する「フレッツ・v6キャスト」について、サービス内容を比較すると以下のとおり。NGNにおいては各県内に限定した配信が可能となる「地域メニュー」がなく、NTT東西全域への配信が可能となる「広域メニュー」に200Mbps、300Mbpsといったメニューが追加されている。
- 地域IP網では10Mbpsでのコンテンツ配信プラットフォーム機能を提供する「フレッツ・オンデマンド」等が存在。また、地域IP網 やNGNの外部にあって課金・認証機能等を提供する「フレッツ・まとめて支払い」サービスも存在。

地域IP網及びNGNにおけるフレッツ・キャスト相当サービス

	地域IP網							
	サービス			料金		サービス	ζ	料金
地域	フレッツ・v6キャスト (ユニキャスト・ ベストエフォート型)	100Mbps	西:	45万円	地域			
(※1)		1 Gbps	西:	160万円				
	フレッツ・v6キャスト (ユニキャスト・ ベストエフォート型) フレッツ・ドットネットEX	100Mbps	西:	80万円		フレッツ・キャスト (ユニキャスト・ ベストエフォート型) 300Mb	100Mbps	東: 80万円
広域 (※2)		1 Gbps	西:	300万円				西: 80万円
		10Gbps	西:1,	, 300万円			200Mbps	東: 160万円 西: 160万円
		100Mbps	東:	80万円			300Mbps	東: 240万円 西: 240万円
	(ユニキャスト)	1Gbps	東:	300万円	()(()		1Gbps	東: 280万円 西: 280万円
						フレッツ・キャスト (ユニキャスト・ 帯域確保型)	1Gbps	別途問い合わせ

(※1)NTT西が指定する収容ビル(各県ごとに1つ)

(※2)NTT東西が指定するビル(NTT東:大手町FSビル、NTT西:大阪北ビル)

(※3)NTT東西が指定するビル(NTT東:霞が関ビル、NTT西:大阪北ビル)

地域IP網で提供され、NGNで 提供されていないサービス(例)

(機能面)

(シングルクラス:月額)

- フレッツ・オンデマンド
- フレッツ・スクエア(サーバ接続サー ビス)
 - →フレッツ網内のコンテンツ配信プラットフォームを利用してコンテンツ配信事業者が映像、音楽等を配信(10Mbpsからメニューあり)

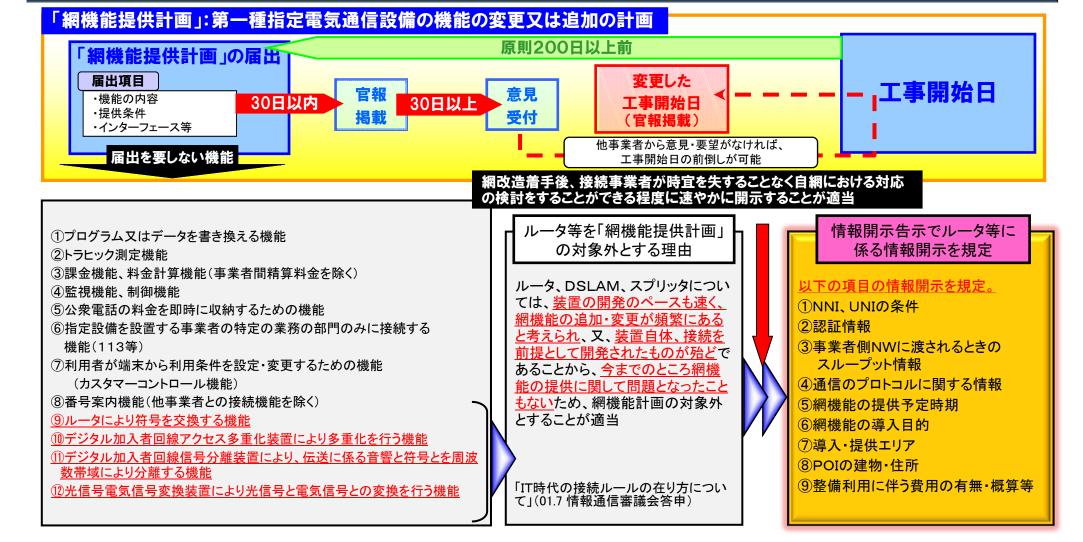
地域IP網・NGNの外部で提供 されているサービス(例)

■ フレッツ・まとめて支払い

→有料情報サービス提供事業者の サービス料金をNTT東西の請求書に 合算して請求する等のサービス(課 金・認証・請求・精算等のサービス)

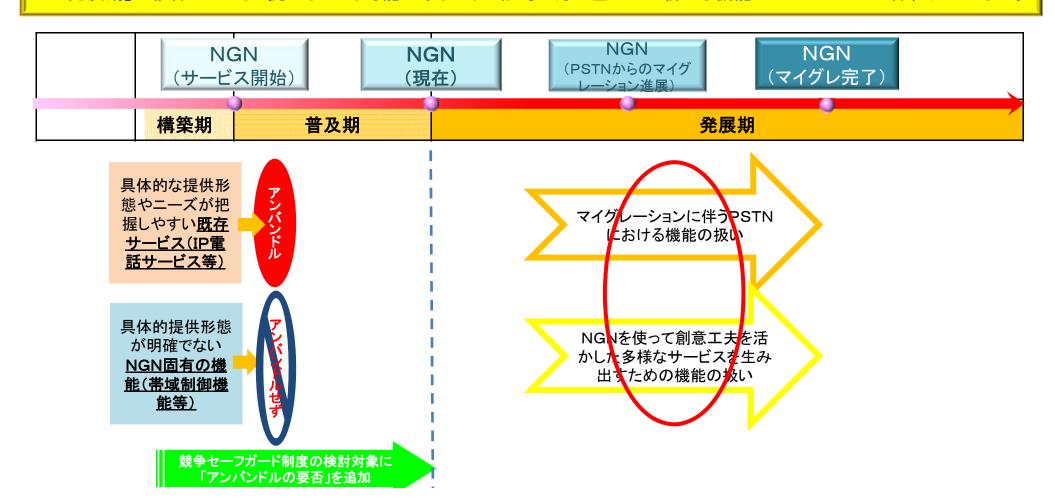
第一種指定電気通信設備の機能に係る情報開示について

- SNI、NNIなどにおける通信プラットフォーム機能のオープン化に関し、「要望の具体性」が論点となる原因の一つとして、NG Nを構成する設備が具備する機能について十分な情報が得られていないためとの主張がある(「NGNは他の事業者との接続を前提とせずに構築」との指摘)。
- 他方、NGNを構成するルータ等の設備に関する情報については、接続事業者が時宜を失することなく自網における対応を検討できるよう、情報開示告示により一定程度の開示が義務づけられている(ただし、「網機能提供計画」の対象からは除外)。



NGNの段階的発展への対応

- NGNの構築・普及期には、具体的な提供形態やニーズが把握しやすい既存の機能(例:IP電話サービスに係る機能)をアンバンドルし、具体的提供形態が明確ではなかったNGN固有の機能(例:帯域制御機能)については、事業者の創意工夫を阻害しない観点から、NGNのサービス開始段階ではアンバンドルの必要性はないと判断した経緯がある。
- 同時に、今後NGNに新たな機能の追加が想定されるため、創意工夫を活かした新たなサービスの出現を阻害しないよう、 検討に必要な熟度が十分でない段階で当該機能をアンバンドルすべく、競争セーフガード制度を有効に活用するとした。
- しかし、サービス開始後3年が経過し、NGNは昨年度末までに既存の光提供エリア全域をカバーし、もはや「構築・普及期」から「発展期」に移行していると捉えることも可能であるが、上記考え方に基づいた新たな機能のアンバンドルは行われていない。



NTT東西加入電話発携帯電話着通話の各社料金比較

- 加入電話側でプレフィックス番号を付した通話(固定側が料金設定)の際の携帯電話事業者の収入と、加入電話側でプレフィックス番号を付さない通話(携帯側が料金設定)の際の携帯電話事業者の収入には一定の格差が恒常的に存在していますが、ネットワーク構成や市場環境はこの間大きく変化しているところ、依然この格差が残っている理由について御社の見解をご説明ください。
- NTT東西殿の加入電話の料金に関し、NTT東西殿が設定する料金と当社が設定する料金に格差が存在するのは事実ですが、以下のとおり利用実態を踏まえた場合には、NTT東西殿が「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」の公開ヒアリングで示したような大きな格差(NTT東 48円/3分、ドコモ 70円/3分)とはならないものと認識しております。

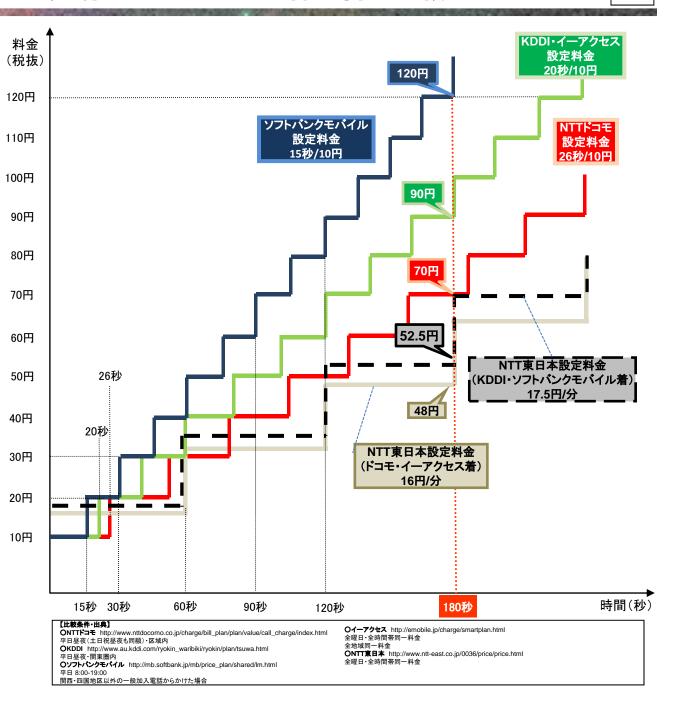
NTT東西殿の設定する料金と当社の設定する料金では課金単位(NTT東 16円/分、ドコモ 26秒/10円)が異なることから、直接的な比較は困難であると考えますが、①当社ユーザの当該通話にかかる平均(平均通話時間:約100秒)で見た場合の料金比較は、NTT東殿の設定する料金が32円、当社の設定する料金が40円とその差はさほど大きくない状況であり、②当社の設定する料金がNTT東西よりも低廉となる26秒以内の通話等が全体の4割強を占めております。

このような利用実態に加えて、当社が料金設定を行う通話のトラヒック自体が減少傾向にあることも踏まえれば、NTT東西殿の設定する料金と当社の設定する料金の格差の要因を明確化し、その見直しを図らなければならない程の格差が存在するとは言えないものと考えます。なお、当社は今後もお客様ニーズを踏まえつつ、加入電話発携帯着通話に係る料金も含めて、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。

- 利用者料金は、継続的な事業運営を前提に、一定期間で事業コスト全体を回収することを目的に設定されております。一方、接続料は前年度の会計値をベースに、二種指定ガイドラインに則って、他事業者との接続に必要なコストに限定して算定しております。このため、利用者料金と接続料は料金の性格が大きく異なり、その違いによって差額が生じております。よって、これら料金からの収入を単純に比較することはできません。 【KDDI】
- 当社は、2007年の音声サービス開始にあたって、先行する携帯電話 事業者と同様な着側料金設定の形態を新規参入時の事業者間調整に おける容易性の観点から選択しております。

なお、ご質問のとおり一定の料金格差があることは事実として認識しており、料金については、今後の利用動向やトラヒック状況などを勘案し、検討する予定です。 【EA】

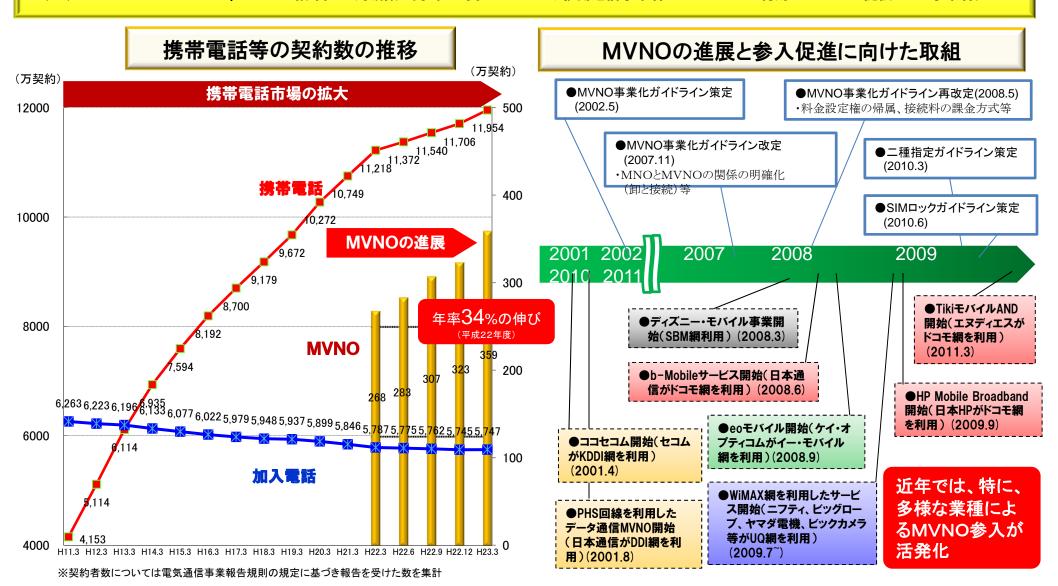
■ 接続に係るコストベースの接続料収入と利用者料金収入とは別物であるため、一概に比較できるものではないと考えます。 【SBM】



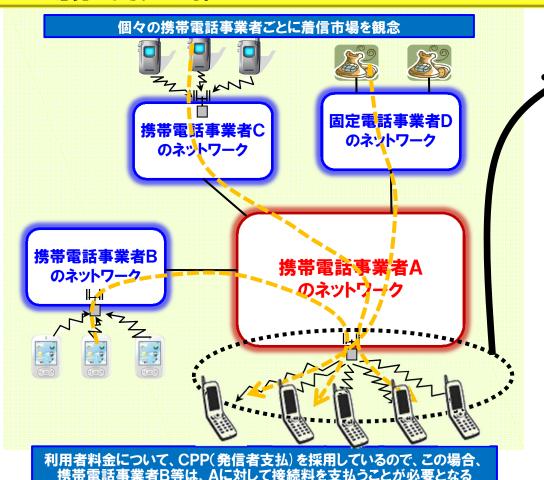
電気通信市場における環境変化について(移動体通信市場の拡大、MVNOの進展)

■ 我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、移動体通信市場の重要性が著しく高まっていることに加え、多種多様なMVNO(※)が参入し、多様なサービスが提供されている状況にある。

(※)Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動通信事業者のネットワークを利用してサービス提供をする事業者。



- 着信ボトルネック規制とは、全携帯事業者は、自らのネットワークの利用者に対する着信を独占(市場シェア100%)しており、自らのNW への着信市場において市場支配力を有するとの考えに基づく、EUの規制概念。EU各国では、同概念に基づき、着信市場において全携帯電話事業者をSMP事業者に指定している。 ※ただし、指定に当たっては市場シェア以外の要素も考慮して、総合的に判断されている。
- 我が国では、同規制について、個々の事業者のネットワークごとに市場を確定する考え方の適否や、我が国とEUでは、市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なり、我が国の制度体系との整合性を図ること等について更に検討を深めた上で導入の適否を検討することが必要とされた。(『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申』(平成21年10月))
- このような着信ボトルネックの考え方に相当する「着信独占」に着目し、全着信事業者が「市場支配力を有する事業者」と捉えるのが適当 との意見が示されている。



携帯電話事業者Aのユーザに対する着信市場は、 携帯電話事業者Aが独占(市場シェア100%)

携帯電話事業者AをSMP事業者に指定

「着信ボトルネック規制」の考え方

- ■電話の着信サービスは、着信者の属するネットワーク事業者のみにより提供されるため、供給の代替性等が存在しない。このため、各事業者は、自網への着信呼について独占的な地位を有することになる。
- ■加えて、CPP(発信者支払)を採用しているので、着信網の接続料は、ユーザ料金に転嫁される形で発信者が負担する。このため、着信網の事業者は、自網の接続料について無関心となり、接続料を改定するインセンティブを(ほとんど)持たない。
- ■結果として、対抗する購買力が存在しない中で、事前規制に必要とされる基準に通常合致することになり、着信側事業者は、SMP事業者に指定される。

(出典)欧州委員会発表資料

上記の考え方に基づき、EU各国では、個々の携帯電話事業者について、当該事業者の着信市場にそれぞれ市場支配力を認め、全携帯電話事業者をSMP事業者に指定している